

第70期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（開場午前9時）

開催場所

東京都目黒区下目黒 1-8-1
ホテル雅叙園東京
3階 シリウス

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主各位

証券コード 8141
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

東京都品川区大崎一丁目2番2号

新光商事株式会社

代表取締役社長 **小川 達哉**

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.shinko-sj.co.jp 当社ウェブサイトへアクセス➡「IR情報」➡「株主総会情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。	
東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセス➡「銘柄名（会社名）」に「新光商事」または証券「コード」に「8141」（半角）を入力・検索➡「基本情報」➡「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。	
株主総会招集通知 専用ウェブサイト	https://www.smi.shinko-sj.co.jp/ir/	

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）およびインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項および後記の株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時20分までに事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都目黒区下目黒1-8-1 ホテル雅叙園東京 3階 シリウス (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際して監査等委員会および会計監査人が監査した対象書類の一部であります。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業報告の「会社の体制および方針」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ● 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ● 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

〈株主の皆さまへ〉

- 当日ご出席の際には、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 ページ目記載の当社ウェブサイト（専用ウェブサイトを含む）および東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
- 株主懇談会は開催いたしません。
- 株主総会会場でのお土産のご用意はございません。
- 体調のすぐれない方は、出席をお控え下さい。また、明らかに体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- 当社役員および運営スタッフは、クールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきます。
- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表により上記対応を変更する場合がございます。株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.shinko-sj.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

基票日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

QRコード

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

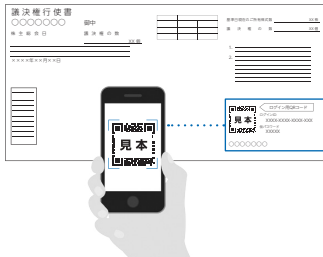
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

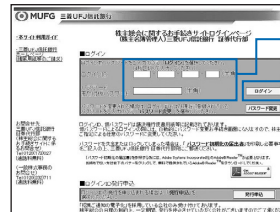
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

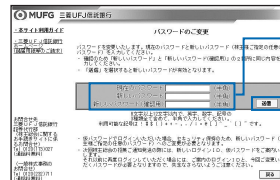
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ・上記の議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止しております。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位および担当等	取締役会出席回数
1	おがわ たつ や 小川 達哉	再任	代表取締役社長 監査室・新規ビジネス営業部担当	18/18回
2	ほそ の かつ ひろ 細野 克宏	再任	常務取締役 営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第三部・中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部担当	18/18回
3	いっ しき しゅう じ 一色 修志	再任	取締役 管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部 物流部・国内関係会社担当、経理部長	18/18回
4	こ ばやし かつ せい 小林 克衛	再任	取締役 デバイスソリューション技術部・自動車ソリューション技術部担当	18/18回
5	いの うえ くに ひろ 井上 邦博	再任	取締役 営業第一部・甲信越ブロック・西日本ブロック 電子部品販売推進部担当	18/18回
6	いし と まさ のり 石戸 正典	再任	取締役 営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部 海外関係会社担当	18/18回
7	よし いけ たつ よし 吉池 達悦	再任 社外 独立	取締役	18/18回

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

お がわ たつ や
小川 達哉 (1963年12月17日生)

所有する当社の株式数…………… 19,200株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年4月 当社入社
1996年11月 NOVALUX EUROPE LTD. 社長 (出向)
2006年4月 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD. 社長 (出向)
2008年6月 当社取締役
2013年4月 当社代表取締役社長
2022年10月 当社代表取締役社長 (監査室・新規ビジネス営業部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

約20年間に亘り海外現地法人に駐在し、半導体設計技術を活かした海外ビジネスを長く経験しており、そのうち10年間は現地法人の社長として海外ビジネスを飛躍的に発展させ収益基盤強化に寄与した実績を有しております。エレクトロニクス業界に精通し洞察力の高いマネジメント能力を有しており、多様化する経営課題に迅速かつ最適な対応を図り更なる企業価値向上を期待し取締役候補者としていたします。

候補者番号

2

ほそ の かつ ひろ
細野 克宏 (1966年8月23日生)

所有する当社の株式数…………… 6,800株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社
2007年4月 当社名古屋支店長
2014年6月 当社取締役
2022年10月 当社常務取締役 (営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第三部・中部東海ブロックアミューズメント営業部・EMS推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、OA機器関連の営業ならびにアセンブリビジネスに長年携わり、特にアミューズメント事業を大きく発展させた実績を有し、現在は営業および開発技術部門全体を管掌する常務取締役として収益基盤強化に取り組んでおります。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに、エレクトロニクス業界の変革期において更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者としていたします。

候補者番号

3

いっ しき しゅう じ
一色 修志 (1964年3月28日生)

所有する当社の株式数…………… 4,700株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年4月	株式会社横浜銀行入行	2019年1月	当社入社
2009年10月	同行市場営業部担当部長	2019年6月	当社取締役
2012年5月	同行経営企画部ALM担当部長	2021年4月	当社取締役（管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部・国内関係会社担当、経理部長）（現任）
2017年4月	株式会社コンコルディア・フィナンシャル・グループ経営企画部首席マネージャー（出向）		

取締役候補者とした理由

金融機関において30年以上の実績を有し、銀行全体の運用調達計画や市場部門の戦略策定を手掛けるなど企画部門において豊富な経験を有しております。当社においては、経営企画、財務戦略およびリスクマネジメントなど幅広い領域に渡る管理部門全般を管掌し、コーポレートガバナンスの強化による企業価値の向上に取り組んでおります。これらにより培われた高い知見により、多様化する経営課題に対し迅速かつ適切な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

4

こ ばやし かつ えい
小林 克衛 (1966年9月19日生)

所有する当社の株式数…………… 1,000株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年4月	日本電気株式会社入社	2013年6月	当社入社
2000年7月	NEC Electronics Inc. (出向)	2019年6月	当社取締役
2011年4月	ルネサスエレクトロニクス株式会社 自動車システム統括部自動車制御システム部担当部長	2023年4月	当社取締役（デバイスソリューション技術部・自動車ソリューション技術部担当）（現任）

取締役候補者とした理由

日本電気およびルネサスエレクトロニクスにおいて、長年半導体の開発やソリューション開発に従事し、北米への駐在経験もあることからグローバルな開発・販売マネジメントの知見を有しております。IoT、AI、自動車の急速なEV化等、エレクトロニクス業界の変革期において迅速かつ的確な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

5

いの うえ くに ひろ
井上 邦博 (1965年10月11日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年4月 当社入社
2006年4月 当社大阪支店長
2009年4月 当社西日本ブロック部長
2016年4月 SHINKO (PTE) LTD.社長 (出向)
2020年6月 当社取締役
2022年10月 当社取締役 (営業第一部・甲信越ブロック・西日本ブロック・電子部品販売推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、自動車電装機器関連の営業に長年携わり、海外現地法人の社長も務め、現在はOA機器関連、産業機器関連、自動車電装機器関連向けの営業部門ならびに電子部品の拡販部門の取締役として収益基盤の強化を推進しております。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに、エレクトロニクス業界の変革期において更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

6

いし と まさ のり
石戸 正典 (1967年2月16日生)

所有する当社の株式数…………… 3,900株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社
2008年4月 当社千葉支店長
2011年4月 楽法洛 (上海) 貿易有限公司社長 (出向)
2021年6月 当社取締役 (営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部・海外関係会社担当) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、産業機器関連の営業に長年携わり、海外現地法人の社長としても10年間務め、現在は産業機器関連、自動車電装機器関連の営業部門に加え、海外現地法人を管掌する取締役としてグローバルな事業展開の取り組みを推進しております。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに、エレクトロニクス業界の変革期において更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

7

よし いけ たつ よし
吉池 達悦 (1952年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1975年4月	日置電機株式会社入社	2013年2月	同社取締役会長
1995年3月	同社取締役 営業部長	2015年2月	同社取締役退任
1997年3月	同社取締役 常務執行役員営業部長	2015年6月	株式会社チノー 社外取締役 (現任)
2003年3月	同社取締役 常務執行役員総務部長	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
2005年3月	同社代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

株式会社チノー 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の社長としての経験ならびに実績を有しており、エレクトロニクス業界に精通し、株主利益の拡大ならびに豊富な知識と経験に基づく助言のできる人材であります。これらに基づき、独立社外取締役として当社の経営に対して客観的な視点から有益な意見や指導をいただけるものと期待しております。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 吉池達悦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉池達悦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、吉池達悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た なか 田中	か え 一恵	(1960年9月4日生)	所有する当社の株式数……………	一株
			取締役会出席状況……………	一回
			監査等委員会出席状況……………	一回

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1985年9月	KPMG Peat Marwick (現KPMG税理士法人)入所	1993年6月	税理士登録
1985年12月	税理士試験合格	2020年1月	田中一恵税理士事務所設立 (現任)
1988年8月	大竹浩司税理士事務所入所		

社外

独立

【重要な兼職の状況】

田中一恵税理士事務所 所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

税理士としての豊富な経験により、税務・財務に関する高度な専門性を有しております。直接会社経営に関与した経験はございませんが、同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 田中一恵氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、田中一恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く）。候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【取締役スキル・マトリックス】

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	監査等委員	在任年数	年齢	性別	企業経営	国際経験	営業・マーケティング	技術・製造	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント
小川達哉		15年	59歳	男性	○	○	○				
細野克宏		9年	56歳	男性	○		○	○			
一色修志		4年	59歳	男性					○	○	○
小林克衛		4年	56歳	男性		○	○	○			
井上邦博		3年	57歳	男性	○	○	○				
石戸正典		2年	56歳	男性	○	○	○				
吉池達悦	(社外)	7年	71歳	男性	○		○	○	○		
弓削文孝	○	1年	62歳	男性	○	○	○		○		
石原敏彦	○ (社外)	1年	70歳	男性	○				○	○	
坂巻吉輝	○ (社外)	1年	42歳	男性						○	○
田中一恵	○ (社外)	—	62歳	女性					○	○	

- (注) 1. 在任年数および年齢は本株主総会終結時点となります。
2. 弓削文孝氏は2年、石原敏彦氏は3年、坂巻吉輝氏は2年の監査役在任期間があります。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項 |

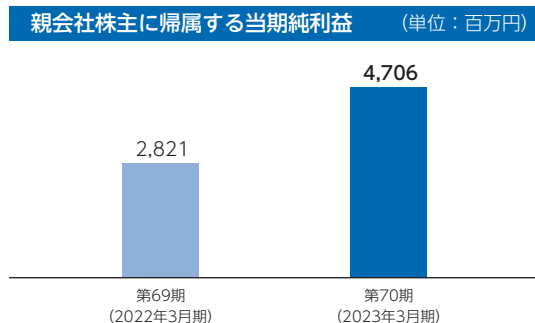
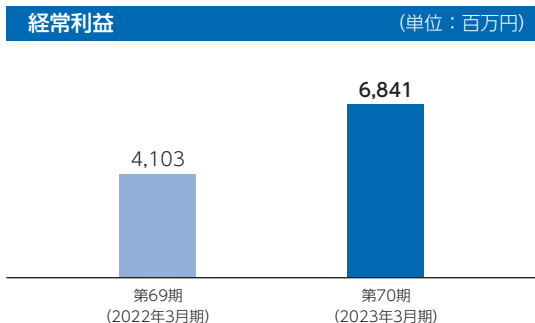
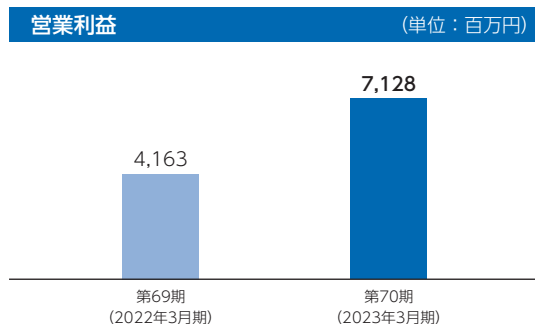
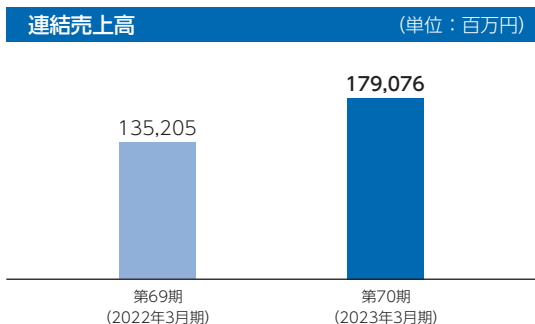
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限から正常化に向けた動きの加速に伴い持ち直していますが、米中の経済摩擦、ウクライナ情勢の長期化、世界的なインフレに加えて欧米での金融不安により、引き続き不透明感が強い状況となっています。

エレクトロニクス業界におきましては、タブレット端末やスマートフォン等の買い替え需要に一服感はあるものの、EV化の進展やDX化推進を背景とした旺盛な需要により全体的には堅調に推移いたしました。半導体や電子部品の需給逼迫については、一部製品は解消傾向にあるものの、依然として不足感が続きました。

このような状況のもと、当社グループ（当社および連結子会社）は、主要分野の産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連が好調に推移した結果、増収増益となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高1,790億76百万円（前期比32.4%増）、営業利益71億28百万円（前期比71.2%増）、経常利益68億41百万円（前期比66.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益47億6百万円（前期比66.8%増）となりました。



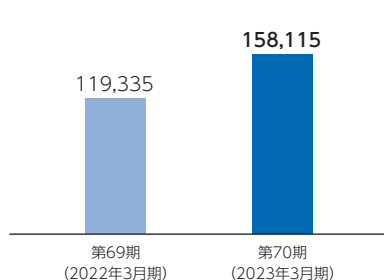
セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<p>電子部品事業</p> <p>売上高 1,581億15百万円 (前期比32.5%増)</p>	<p>産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連が好調に推移いたしました。以上の結果、半導体の売上高は1,054億51百万円（前期比40.5%増）、電子部品の売上高は526億63百万円（同18.9%増）、電子部品事業全体の売上高は1,581億15百万円（同32.5%増）となりました。</p>
<p>アセンブリ事業</p> <p>売上高 161億10百万円 (前期比30.9%増)</p>	<p>産業機器関連・民生機器関連が好調に推移いたしました。以上の結果、アセンブリ製品の売上高は161億10百万円（前期比30.9%増）となりました。</p>
<p>その他の事業</p> <p>売上高 48億51百万円 (前期比36.1%増)</p>	<p>娯楽機器関連・産業機器関連・自動車電装機器関連が好調に推移いたしました。以上の結果、電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発の売上高は48億51百万円（前期比36.1%増）となりました。</p>

電子部品事業

売上高

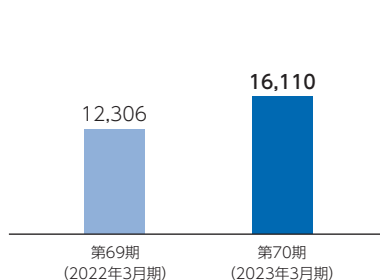
(単位：百万円)



アセンブリ事業

売上高

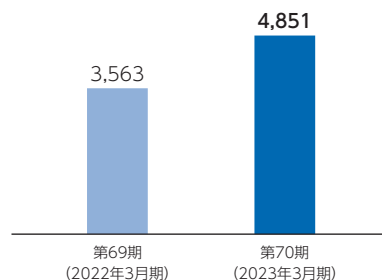
(単位：百万円)



その他の事業

売上高

(単位：百万円)



セグメント別売上高は次表のとおりであります。

セグメント	第69期 (2021.4～2022.3)		第70期 (2022.4～2023.3)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
電子部品事業					
電子部品	44,306百万円	32.8%	52,663百万円	29.4%	18.9%
半導体	75,029百万円	55.5%	105,451百万円	58.9%	40.5%
アセンブリ事業					
アセンブリ製品	12,306百万円	9.1%	16,110百万円	9.0%	30.9%
その他の事業					
電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発	3,563百万円	2.6%	4,851百万円	2.7%	36.1%
計	135,205百万円	100%	179,076百万円	100%	32.4%

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、今後の事業展開に必要な資金需要への対応として、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保することにより、財務運営の一層の強化を図ることを目的に、取引銀行3行と総額150億円のコミットメントライン契約を締結しています。

なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入実行残高は35億円となります。

(4) 対処すべき課題

① 新たな成長戦略

当社グループの2023年3月期の業績は、主要分野の産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連が好調に推移した結果、売上高1,790億円、当期純利益47億円、ROE 9.1%となり、現行の中期経営計画における最終年度（2025年3月期）の数値目標である売上高（1,800億円）、当期純利益（37億円）、ROE（7.0%）の内、当期純利益とROEの数値目標を超える実績となりました。

このため、2024年3月期の業績予想および今後予想される事業環境などを踏まえ、あらためて計画内容の精査を実施した結果、2022年5月16日に公表いたしました中期経営計画について見直すこととしました。

期 間	: 2024年3月期～2026年3月期（3年間）
数値目標	: 2026年3月期（連結ベース）
売上高	: 2,000億円
当期純利益	: 50億円
ROE	: 9.0%以上
経営戦略	: 事業ポートフォリオの再構築 既存事業の更なる拡大への取り組み 新規ビジネスへの取り組み M&Aへの取り組み 将来を見据えた人的資本等への投資

② 在庫リスク

商社機能の重要なファクターでもある在庫保有は、流通在庫に加え、生産終了品（EOL）在庫や地震等の災害発生時にサプライチェーンを継続するための流通品（BCM）在庫があります。近年では半導体製品・電子部品の需給逼迫による新たなBCM在庫ニーズも高まっています。当社グループは、これらを重要なリスクとして捉え、適正在庫管理の強化や手元資金の安定的な確保、将来のリスクに備えた会計処理対応によるリスクのミニマム化など様々な対策を行っております。

③ 危機管理体制の更なる充実

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、従来の災害時の対応に加えてパンデミックにおける事業継続への対応も強化し、危機管理体制の更なる充実を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第67期 (2019.4~2020.3)	第68期 (2020.4~2021.3)	第69期 (2021.4~2022.3)	第70期 (2022.4~2023.3)
売上高	(百万円)	101,627	102,898	135,205	179,076
経常利益	(百万円)	1,771	1,561	4,103	6,841
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,236	1,255	2,821	4,706
1株当たり当期純利益	(円)	32.93	33.86	76.11	137.77
総資産	(百万円)	71,993	73,489	88,951	98,827
純資産	(百万円)	49,544	50,340	51,945	52,560

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 当社は、2019年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第67期 (2019.4~2020.3)	第68期 (2020.4~2021.3)	第69期 (2021.4~2022.3)	第70期 (2022.4~2023.3)
売上高	(百万円)	63,076	63,729	93,224	118,830
経常利益	(百万円)	310	181	4,066	3,753
当期純利益	(百万円)	386	126	3,269	2,656
1株当たり当期純利益	(円)	10.29	3.41	88.22	77.76
総資産	(百万円)	52,100	52,725	65,131	69,432
純資産	(百万円)	36,112	35,775	36,656	33,860

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 当社は、2019年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ノバラックスジャパン株式会社	81百万円	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
新光商事エルエスアイ デザインセンター株式会社	80百万円	100.0%	ソフトウェア・LSIの開発、技術者の派遣 およびこれらに関するコンサルティング 業務
NT販売株式会社	418百万円	67.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
SHINKO (PTE) LTD.	3,168千US\$	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
陽耀電子股份有限公司	40,000千NT\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	4,000千US\$	100.0%	電子部品・アセンブリ製品の仕入、販売 および輸出入
NOVALUX AMERICA INC.	100千US\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
榮法洛（上海）貿易有限公司	28,677千RMB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	110,000千THB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX EUROPE GmbH	25千EUR	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NT SALES HONG KONG LTD.	194千US\$	67.0% (67.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有の議決権の保有割合で内数となっております。

(7) 主要な事業セグメント

当社グループは、集積回路を中心に電子部品、アセンブリ製品、電子機器の販売を行っております。主な取扱商品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主要取扱商品
電子部品事業	マイコン システムLSI メモリ 半導体 コンデンサ フェライトコア 液晶ディスプレイ 一般電子部品 他
アセンブリ事業	アセンブリ製品
その他の事業	ワークステーション サーバ コンピュータ周辺機器 電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発 ソフトウェア開発

(8) 主要な事業所

① 当社

新光商事株式会社	本社	東京都 品川区
	支店等	宮城県仙台市、栃木県宇都宮市、埼玉県さいたま市、新潟県長岡市、長野県松本市 山梨県甲府市、愛知県名古屋市、静岡県浜松市、大阪府大阪市、広島県広島市 福岡県福岡市、大分県国東市 川崎物流センター（神奈川県川崎市）、塩尻物流センター（長野県塩尻市）

② 子会社

会社名	所在地
ノバラックスジャパン株式会社	東京都 品川区
新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社	北海道 札幌市
NT販売株式会社	東京都 品川区
SHINKO (PTE) LTD.	シンガポール共和国 シンガポール
陽耀電子股份有限公司	中華民国 台北市
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	中華人民共和国 香港
NOVALUX AMERICA INC.	米国 ミシガン州
楽法洛（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク
NOVALUX EUROPE GmbH	ドイツ デュッセルドルフ
NT SALES HONG KONG LTD.	中華人民共和国 香港

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減
男性	404名	2名
女性	262名	6名
計	666名	8名

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	238名	△1名	44.86歳	15.83年
女性	138名	0名	39.64歳	13.49年
計または平均	376名	△1名	42.95歳	14.97年

(注) 従業員数は、受入出向者を含み、出向者、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
なお、嘱託、臨時従業員の年間の平均人員は114名であります。

(10) 主要な借入先

① 当社

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	5,100百万円
株式会社三井住友銀行	4,200百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,200百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円

② 子会社

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,166百万円
株式会社三井住友銀行	638百万円
株式会社三菱UFJ銀行	520百万円

2 | 会社の株式に関する事項 |

- (1) 発行済株式の総数 33,889,827株 (自己株式 4,120,739株を除く)
 (2) 株主数 7,211名
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社キタイアンドカンパニー	4,900,000株	14.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,474,500株	10.25%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,658,267株	7.84%
株式会社横浜銀行	1,143,648株	3.37%
北井 暁夫	1,117,000株	3.29%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,052,800株	3.10%
株式会社三井住友銀行	1,021,648株	3.01%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	812,700株	2.39%
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口)	698,000株	2.06%
川合 志緒子	502,000株	1.48%

- (注) 1. 当社は、2023年3月31日現在、自己株式を4,120,739株保有しております。なお、自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」ならびに「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する812,700株は含めておりません。
 2. 持株比率は株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する812,700株を除く自己株式4,120,739株を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	28,500株	1名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	－株	－名
監査等委員である取締役	－株	－名
監査等委員である社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

3 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 達哉	監査室・新規ビジネス営業部担当
常務取締役	細野 克宏	営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第三部・中部東海ブロック アミューズメント営業部・EMS推進部担当
取締役	一色 修志	管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部 国内関係会社担当、経理部長
取締役	小林 克衛	デバイスソリューション技術部・受託設計開発部担当 自動車ソリューション技術部長
取締役	井上 邦博	営業第一部・甲信越ブロック・西日本ブロック 電子部品販売推進部担当
取締役	石戸 正典	営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部 海外関係会社担当
取締役	大浦 俊夫	
取締役	吉池 達悦	株式会社チノー 社外取締役
取締役 常勤監査等委員	弓削 文孝	
取締役 監査等委員	石原 敏彦	
取締役 監査等委員	坂巻 吉輝	坂巻酒井総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役弓削文孝氏、石原敏彦氏、坂巻吉輝氏の3氏は任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役大浦俊夫氏、吉池達悦氏、石原敏彦氏、坂巻吉輝氏の4氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役大浦俊夫氏、吉池達悦氏、石原敏彦氏、坂巻吉輝氏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役吉池達悦氏は、株式会社チノーの社外取締役であり、取締役坂巻吉輝氏は、坂巻酒井総合法律事務所の弁護士であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
5. 当社は、日常的な情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との連携を通じ、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために弓削文孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
北井 暁夫	2022年6月24日	任期満了	取締役相談役
稲葉 淳一	2022年9月30日	辞任	常務取締役 営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第一部・営業 第三部・新規ビジネス営業部担当

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については、填補の対象外となります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む）ならびに当社子会社の取締役、監査役であります。全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の構成およびその決定

当社は、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会にてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行しております。同日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての方針」を決定しております。なお、取締役会で決議された内容は、事前に指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けた内容となっております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりとなります。

イ 基本方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬等は、取締役が中長期的な業績の向上ならびに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、そのインセンティブとして十分に機能するように報酬等の一定の割合を業績ならびに株価と連動させる報酬体系（非業務執行取締役を除く。）とし、従業員給与とのバランスおよび世間水準等を考慮したものとす。

2. 監査等委員である取締役の報酬等に関する基本方針

監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の報酬等は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査および経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準とする。

□ 報酬等の構成およびその決定

1. 取締役の報酬等の構成およびその決定

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議を得た限度額の範囲内で、次の項目に従い指名・報酬委員会の審議のうえ、その答申を受けて取締役会において決定する。

・業務執行を担う取締役の報酬体系

業務執行を担う取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬等は、基本報酬である固定報酬（月次役員報酬）と変動報酬（業績連動報酬）より構成され、変動報酬は役員賞与ならびに役員株式報酬（BBT）で構成される。また、もう一つの分類として現金報酬と株式報酬に分かれ、月次役員報酬と役員賞与が現金報酬、役員株式報酬（BBT）が株式報酬となり、株式報酬は退任時に役員退職金として支給されるが、在任時の各期連結当期純利益と役職に連動させるものとする。よって、その支給割合の決定に関する方針は、業績水準と株価水準（調達時の簿価）の結果を反映する仕組みとし、支給割合は固定的ではなく業績・株価に対して変動させるものとする。なお、全ての報酬総額の上限は株主総会で決定された限度内とする。個人別の取締役の報酬等の額は、取締役会にて決定する。また、変動報酬に係る計算式またはマトリックス表等の変更が必要となった場合は、指名・報酬委員会において、その妥当性について検証し、取締役会へ意見を提出し、取締役会において決定する。

・非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場を勘案し、職責に応じた「固定報酬」のみを支給する。

2. 監査等委員の報酬等の構成およびその決定

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、および経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準とし、株主総会で決議を得た限度額の範囲内において個人別の報酬額を決定する。

監査等委員である取締役の報酬体系は、業務執行から独立した立場を勘案し、監査等委員である取締役の協議により、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみとする。

ハ 業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法

業績連動報酬（役員賞与および役員株式報酬）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

業績連動報酬の額または数の算定方法は、連結当期純利益が一定の金額を超えたときに役員賞与については別表1、役員株式報酬については別表2の基準により支給する。

二 報酬等の支給時期

取締役の報酬等の支給時期は、固定報酬は月次で支給をする。変動報酬のうち役員賞与は、前事業年度の連結当期純利益をもとに別表1のマトリックス表に沿って年1回支給する。変動報酬のうち役員株式報酬（BBT）は、事業年度ごとに連結当期純利益をもとに別表2のマトリックス表に沿って年1回ポイントを付与し、退任時までの累計ポイントに応じて退任時に株式を給付する。

別表1 役員賞与について

業績連動報酬に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、業務執行に携わる取締役全てが意識し、行動した結果が連結当期純利益というグループとしての成果に現れることを目的とするためである。

業績連動報酬のうち役員賞与についての支給対象者は、原則、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、常勤取締役であり、役職別に基準分、考課分を設定し配分する。

単位：百万円

連結当期純利益（※）	役員賞与総額
500以上1,000未満	22.5
1,000以上1,500未満	27
1,500以上2,000未満	36
2,000以上2,500未満	45
2,500以上3,000未満	54
3,000以上3,500未満	63
3,500以上4,000未満	72
4,000以上4,500未満	81
4,500以上5,000未満	90
5,000以上5,500未満	99

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

別表2 業績連動型株式報酬制度について

業績連動型株式報酬制度に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、業務執行に携わる取締役全てが意識し、行動した結果が連結当期純利益というグループとしての成果に現れることを目的とするためである。

業務執行取締役には、各事業年度に関して、当該事業年度における役位、業績達成度で定まる数のポイントを付与する。業績達成度は、連結当期純利益（当株式報酬引当金繰入額および役員賞与引当金繰入額控除前）によって定められ、具体的には下記の表に基づいて付与ポイントを算出する。また、業務執行取締役が付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、150,000ポイントを上限とする。なお、付与されるポイントは、株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算する。

（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）

単位：ポイント

連結当期純利益（※） の水準（百万円）	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000以上 2,500未満	2,500以上 3,000未満
取締役会長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役社長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役副社長	3,500	4,300	5,100	5,900	7,000
専務取締役	3,000	3,700	4,400	5,100	6,000
常務取締役	2,500	3,100	3,700	4,300	5,000
常勤取締役	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
連結当期純利益（※） の水準（百万円）	3,000以上 3,500未満	3,500以上 4,000未満	4,000以上 4,500未満	4,500以上 5,000未満	5,000以上 5,500未満
取締役会長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役社長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役副社長	8,600	10,500	11,800	14,000	15,600
専務取締役	7,400	9,000	10,200	12,000	13,400
常務取締役	6,200	7,500	8,600	10,000	11,200
常勤取締役	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

② 当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	
				賞与	株式報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	10 (2)	224 (14)	96 (13)	90 (0)	38 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外監査等委員）	3 (2)	24 (9)	24 (9)	- (-)	- (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	7 (2)	7 (2)	- (-)	- (-)
合 計 （うち社外役員）	13 (4)	257 (26)	129 (26)	90 (0)	38 (-)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお、当社は同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、退任監査役3名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は、取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2022年9月30日をもって辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等（役員賞与および役員株式報酬）に係る業績指標および額の決定方法は、「(3)取締役および監査役の報酬等」における「① ハ 業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に記載のとおりであり、その実績は連結計算書類における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益のとおりであります。当該指標を選択した理由は、報酬と業績との連動性を高めることを目的とし、さらに当社の単年度のみならず中長期的な業績および株式価値と連動性を明確にするためであります。
5. 株式報酬割当ての際の条件等は「(3)取締役および監査役の報酬等」における「①役員報酬等の構成およびその決定」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 (4) 当事業年度中に執務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第62期定時株主総会において年額316百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会において監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、同額の年額316百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は固定報酬のみの年額60百万円以内と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来同様、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。監査等委員会設置会社移行後も実質的な本制度に係る報酬枠の内容は監査等委員会設置会社移行前の内容と同一です。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）になります。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第53期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しており、員数は3名（うち社外監査役2名）になります。
8. 当社は2015年6月24日開催の第62期定時株主総会にて業績連動型株式報酬制度の導入を図り新たな役員退職時の株式支給制度（退職金扱い）を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は、取締役9名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）になります。また、2022年6月24日開催の第69期定時株主総会において監査等委員会設置会社移行後は対象者を業務執行取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該決議内容の概要は、「(3)取締役および監査役の報酬等」における「別表2 業績連動型株式報酬制度について」の記載のとおりであり、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名になります。
9. 当社は、2007年6月22日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、55百万円の退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

地位・氏名	兼職の状況	主な活動状況と社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要	責任限定契約の内容
取締役 大浦俊夫	該当する事項はございません。	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会4回（うち1回は書面決議）全てに出席し、独立した客観的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。	
取締役 吉池達悦	株式会社チノー 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会4回（うち1回は書面決議）全てに出席し、独立した客観的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。	当社定款において会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度において社外取締役および監査等委員会設置会社移行前の社外監査役との間で当該責任限定契約は締結しておりません。
取締役(監査等委員) 石原敏彦	該当する事項はございません。	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また監査等委員会設置会社へ移行前の当事業年度開催の監査役会6回全てと、移行後の監査等委員会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会4回（うち1回は書面決議）全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	
取締役(監査等委員) 坂巻吉輝	坂巻酒井総合法律事務所 弁護士	当事業年度に開催された取締役会17回に出席し、また監査等委員会設置会社へ移行前の当事業年度開催の監査役会6回全てと、移行後の監査等委員会11回全てに出席し、弁護士として法律の見地より意見を述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会4回（うち1回は書面決議）全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	

4 | 会計監査人の状況 |

(1) 名称

清陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

| 5 | 会社の体制および方針 |

剰余金の配当等の決定に関する方針および当期の配当

当社株主還元方針は、連結配当性向50%を目途とし、株主の皆さまへの安定した継続的な配当と成長戦略への投資とのバランスを考慮して実施していくことを基本方針とします。

自己株式の取得につきましては、市場環境、財務状況などを総合的に勘案し機動的な実施を検討してまいります。

当期の期末配当金につきましては、2023年5月30日開催の取締役会において1株当たり40円と決議いたしました。よって、中間配当金と合わせまして、年間配当金は1株当たり69円となります。

(注) 配当性向 (%) = 1株当たりの配当金 ÷ 1株当たりの当期純利益

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	92,720
現金及び預金	10,929
受取手形、売掛金及び契約資産	38,531
商品及び製品	31,384
仕掛品	48
未収入金	11,679
その他	188
貸倒引当金	△41
固定資産	6,107
有形固定資産	771
建物及び構築物	176
土地	200
その他	395
無形固定資産	386
投資その他の資産	4,949
投資有価証券	3,458
繰延税金資産	228
その他	1,262
貸倒引当金	△0
資産合計	98,827

科目	金額
負債の部	
流動負債	36,952
支払手形及び買掛金	16,061
電子記録債務	2,350
短期借入金	9,025
1年内返済予定の長期借入金	1,600
未払金	3,621
未払法人税等	1,477
賞与引当金	785
役員賞与引当金	129
その他	1,901
固定負債	9,314
長期借入金	7,200
繰延税金負債	398
役員株式報酬引当金	108
従業員株式報酬引当金	322
退職給付に係る負債	815
その他	469
負債合計	46,266
純資産の部	
株主資本	48,070
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
利益剰余金	33,577
自己株式	△4,608
その他の包括利益累計額	3,789
その他有価証券評価差額金	1,063
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	△61
為替換算調整勘定	2,762
退職給付に係る調整累計額	25
非支配株主持分	700
純資産合計	52,560
負債純資産合計	98,827

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	179,076
売上原価	162,074
売上総利益	17,002
販売費及び一般管理費	9,873
営業利益	7,128
営業外収益	177
受取利息	12
受取配当金	92
仕入割引	4
助成金収入	23
雑収入	45
営業外費用	464
支払利息	148
為替差損	231
アレンジメント手数料	56
雑支出	28
経常利益	6,841
特別利益	41
固定資産売却益	39
ゴルフ会員権売却益	2
特別損失	1
固定資産除売却損	1
税金等調整前当期純利益	6,881
法人税、住民税及び事業税	2,030
法人税等調整額	25
当期純利益	4,825
非支配株主に帰属する当期純利益	119
親会社株主に帰属する当期純利益	4,706

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	61,996
現金及び預金	5,459
受取手形	1,531
売掛金	26,071
商品	18,862
仕掛品	1
前払費用	74
未収入金	8,910
その他	1,087
貸倒引当金	△3
固定資産	7,436
有形固定資産	539
建物	148
構築物	0
機械及び装置	0
車輛運搬具	0
器具備品	146
土地	198
建設仮勘定	44
無形固定資産	333
ソフトウェア	280
のれん	27
その他	24
投資その他の資産	6,564
投資有価証券	3,343
関係会社株式	1,943
繰延税金資産	268
その他	1,009
貸倒引当金	△0
資産合計	69,432

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,894
支払手形	0
買掛金	11,374
電子記録債務	1,963
短期借入金	5,700
1年以内返済予定の長期借入金	1,600
未払金	3,502
未払費用	218
未払法人税等	1,011
前受金	109
預り金	126
賞与引当金	595
役員賞与引当金	90
その他	600
固定負債	8,678
長期借入金	7,200
退職給付引当金	643
役員株式報酬引当金	108
従業員株式報酬引当金	322
その他	403
負債合計	35,572
純資産の部	
株主資本	32,862
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
資本準備金	9,599
利益剰余金	18,369
利益準備金	890
その他利益剰余金	17,479
別途積立金	10,300
繰越利益剰余金	7,179
自己株式	△4,608
評価・換算差額等	997
その他有価証券評価差額金	1,059
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	△61
純資産合計	33,860
負債純資産合計	69,432

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	118,830
売上原価	107,866
売上総利益	10,963
販売費及び一般管理費	6,938
営業利益	4,025
営業外収益	129
受取利息及び配当金	100
その他	28
営業外費用	400
支払利息	69
アレンジメント手数料	56
為替差損	243
その他	30
経常利益	3,753
特別利益	41
固定資産売却益	39
ゴルフ会員権売却益	2
特別損失	0
固定資産除売却損	0
税引前当期純利益	3,794
法人税、住民税及び事業税	1,246
法人税等調整額	△108
当期純利益	2,656

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

新光商事株式会社
取締役会 御中清陽監査法人
東京都港区指 定 社 員 公認会計士 野中 信男
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 石井 和人
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鈴木 智喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

新光商事株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 野中 信男
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石井 和人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 智喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2022年4月1日から2023年6月24日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、それぞれの取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受け、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

新光商事株式会社	監査等委員会	
常勤監査等委員	弓削 文孝	㊟
社外監査等委員	石原 敏彦	㊟
社外監査等委員	坂巻 吉輝	㊟

(注) 監査等委員石原敏彦及び坂巻吉輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<株式のお手続きに関するお知らせ>

特別口座の皆様へ

「特別口座」は、株券電子化までに株券をほふりへ預託されなかった株主様の権利を保全するため、当社が株主様の名義で、三井住友信託銀行に開設した口座です。

特別口座の株式は各株主様の財産であるものの、特別口座のままでは売買ができず、売買するためには、株主様が証券会社に開設した口座へ「振替」（株数等の記録を移す）手続きが必要になります。速やかにお手続きされることをお勧めいたします。

※振替手数料無料

お問合せ先は次のとおりです。

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031（通話料無料）

※照会先受付時間：土・日・祝祭日を除く9:00～17:00

ウェブサイト <https://www.smtb.jp/personal/agency/>

◎ 「特別口座の株式を証券会社の口座へ振替えしたい」とお伝えください。

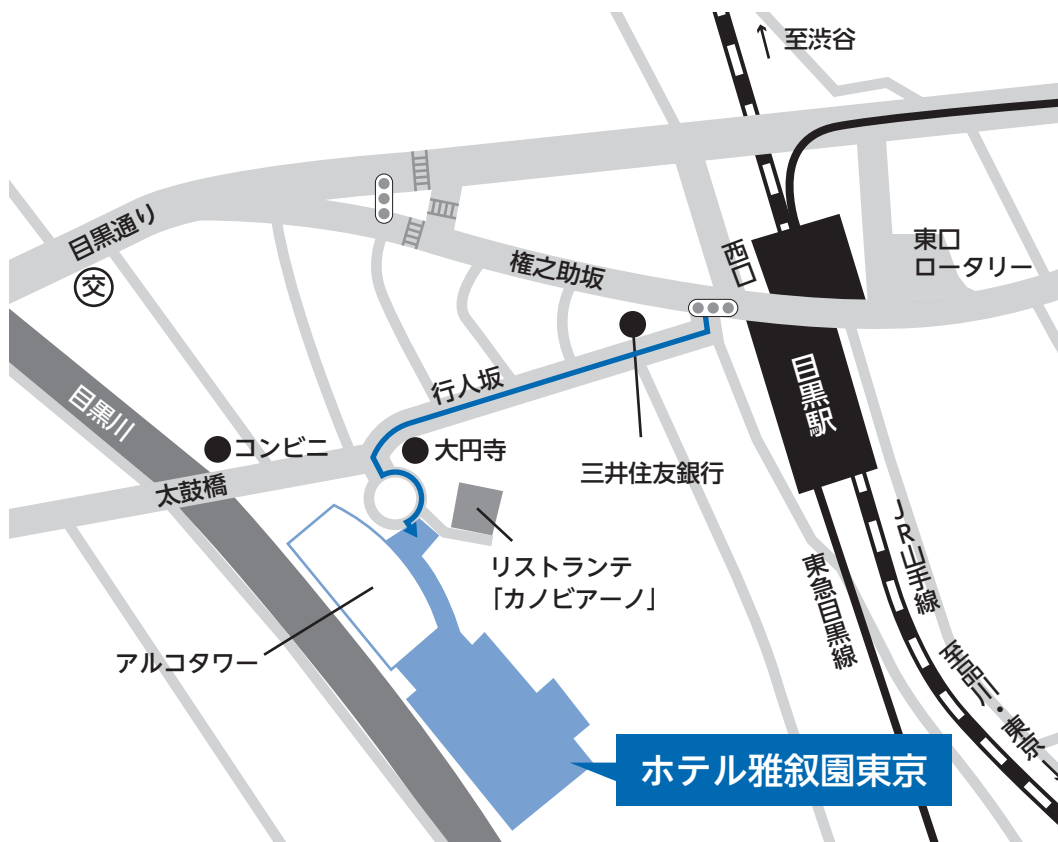
定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテル雅叙園東京 3階 シリウス
東京都目黒区下目黒1-8-1 TEL (03) 3497-4111 (代表)

交通

目黒駅（JR山手線、東急目黒線、地下鉄南北線、三田線）より
行人坂を下って徒歩3分、権之助坂を下って徒歩5分



ホテル雅叙園東京



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。